

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

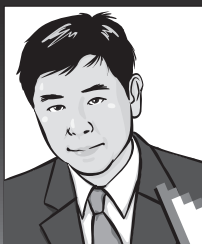
TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

相続人の納税義務 と2割特例の適用 判定

#308

熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

現在

東京税理士会会員相談室委員
東京地方税理士会税法研究所研究員
日本税務会計学会委員
大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。
ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

相続人の納税義務判定に用いる基準期間における課税売上高の計算は、単に課税事業者になるかどうかということだけでなく、相続人の2割特例の適用判定にも影響するものである。被相続人と相続人の基準期間における課税売上高（判定に用いる金額）が1,000万円を超える場合、相続人は課税事業者になるとともに、インボイス登録をしている場合には原則として2割特例を適用することはできない。

判定に用いる金額が1,000万円以下の場合には、相続人は免税事業者となることができるとともに、インボイス登録をしている場合には、課税事業者として申告義務が発生し、2割特例の適用を受けることができる。

被相続人の基準期間における課税売上高（判定に用いる金額）が1,000万円を超え、相続人が1,000万円以下の場合には、相続があった日の翌日から相続人は課税事業者となるが、インボイス登録をしている場合でも、原則として2割特例の適用を受けることはできない。

ただし、相続開始前に相続人がインボイス登録をしている場合には、たとえ被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えていた場合であっても、相続があった年については2割特例の適用が認められている（平成28年改正法附則51の2①）。

登録 → 相続 ○

相続 → 登録 ×

※登録事業者には、相続により事業を承継した相続人（みなし登録事業者）が含まれる。

相続財産が未分割の場合や分割承継などがある場合、その計算方法は相当に複雑になるので特に注意が必要だ。